

朝日町地下水の採取に関する指導要綱

平成 3 年 3 月 26 日

告示第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地下水資源の保全及び地盤沈下等の障害の防止のため、地下水資源の合理的な利用の確保及び生活環境の保全を図り、もつて町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地下水 地下流水又は地下に停滞している水をいい、地下から人為的に地表に流出する水を含むものとする。

(2) 井戸 地下水を採取する施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計)が 21 平方センチメートルを超えるものをいう。

(3) 地下水採取者 地下水採取の目的をもつて井戸を設置する者をいう。

(地下水採取者の責務)

第 3 条 地下水採取者は、自らの責任において、地下水採取に伴う障害の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(井戸の設置等の届出)

第 4 条 地下水採取者は、朝日町に井戸を設置しようとするときは、井戸設置届出書(様式第 1 号)により町長に届け出なければならない。

2 地下水採取者は、井戸の設置工事を完了したときは、井戸設置工事完了届(様式第 2 号)により、町長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第 5 条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、地下水採取者に対し井戸の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員を井戸その他の施設に立ち入らせ、届出事項等について調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導又は助言)

第 6 条 町長は、第 4 条第 1 項の規定による届出があつた場合において、又は前条第 1 項の規定による報告若しくは立入調査の結果、必要と認めるときは、地下水採取者に対し、地下水の水源の保全及

び地下水の採取に伴う障害の発生を防止するための指導又は助言を行うことができる。

(井戸の廃止の届出)

第7条 地下水採取者は、井戸を廃止したときは、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。